

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 秋田県秋田市新屋鳥木町1番82-2号

氏名 豊興産株式会社 代表取締役 石黒 慎



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和 2年 2月 7日

許可の有効年月日 令和 9年 2月 6日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。また、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- ・汚泥
- ・廃油
- ・廃酸
- ・廃アルカリ
- ・廃プラスチック類
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
- ・がれき類

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

- 平成 2年 2月 7日 当初許可
- 平成 4年 10月 19日 変更届出書受理（代表者を石黒和男から変更したこと。）
- 平成 6年 1月 14日 変更届出書受理（本店所在地を秋田県秋田市新屋扇町86番15号から変更したこと。）
- 平成 7年 2月 7日 更新許可
- 平成 12年 2月 7日 更新許可
- 平成 17年 2月 6日 変更届出書受理（産業廃棄物の種類から燃え殻、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、ばいじんを削除したこと。）
- 平成 17年 2月 7日 更新許可
- 平成 22年 2月 7日 更新許可
- 平成 27年 2月 7日 更新許可
- 平成 29年 10月 26日 変更届出書受理（本店所在地を秋田県秋田市新屋扇町12番49号（以下、裏面記載）

から変更したこと。)

令和 元年 12月 10日 変更届出書受理 (代表者を石黒望から変更したこと。)

令和 2年 2月 7日 更新許可 (優良認定)

以下余白

4. 積替え許可 (盛岡市の許可) の有無 無

以下余白

5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白